平成２７年（フ）第６６１号
広島市西区庚午中４丁目19番26―305号
債務者　岩橋　徹也
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６４号
広島県廿日市市地御前４丁目15番３号
債務者　番匠　将雄
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　靖浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４７号
広島県安芸郡府中町大通２丁目５番14号
債務者　丸岡　義範
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４８号
広島県安芸郡府中町大通２丁目５番14号
債務者　丸岡みどり
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５６号
徳島県徳島市国府町佐野塚字出口５番地の３、旧住所香川県丸亀市郡家町3398番地１
債務者　藤川　和彦
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綾野　隆文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５３号
秋田県湯沢市御囲地町１番11号
債務者　内藤壽美子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第２１３号
埼玉県本庄市前原１丁目７番14号　２Ｆ
債務者　齋藤　　節
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５６号
函館市深堀町６番６―302号
債務者　川村　吹子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２６９号
北海道北斗市東浜２丁目31番20号　伊藤　方
債務者　金山　恭明
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７７号
函館市高盛町24番11号
債務者　羽澤久美子（旧姓浜道）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７８号
函館市高盛町24番11号
債務者　羽澤　　忠
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７９号
函館市宇賀浦町４番15号
債務者　佐藤佐代子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８１号
函館市八幡町４番29号　パールマンション201号
債務者　大関　健一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８６号
函館市本通１丁目26番13号　函館ハイツ202号室
債務者　梅村　雄一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８３号
岐阜県大垣市林町４丁目70番地６　大月アパート　１号
債務者　尾辻　四男
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
岐阜県安八郡安八町東結665番地
債務者　淺野　幸彦
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３５１５号
大阪市平野区長吉長原東２丁目１番４―703号
債務者　古谷　安隆
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部